

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol. 30 (2014 年 2 月～2014 年 4 月)

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

本稿は、2014 年 2 月から 4 月にかけての国内外における地球温暖化分野に関連する動向をピックアップして解説したものである。

エネルギー・環境問題を巡る国際動向では、ロシア・ウクライナ問題を巡るエネルギー供給地の多様化の必要性の顕在化、日本国内では原子力発電の再稼働の先行き不透明感が継続するなど、エネルギー安全保障に焦点が当てられ、気候変動対策の優先度が低下している感がある。しかし、2015 年の合意を目指す UNFCCC プロセスに向けた準備、もしくは中間選挙を控えたオバマ政権による積極的な環境対策に向けたアピールなど、各国・地域の取り組みでは様々な議論が進んでいる。

そうした中で、IPCC は WG1 から WG3 の第五次評価報告書を公表した。今後、統合報告書の公表に向けた作業が進むことになるが、2015 年での UNFCCC プロセスを間近に控えたタイミングでの同評価報告書の公表が、国際交渉の内容や進展に影響を与えるか注意して見ていく必要がある。また、米国による国際的な脱石炭に向けた働きかけは、エネルギーのベストミックスを国内外に標榜する日本にとって影響が懸念されるものである。第二期オバマ政権による一時的な動きなのか、欧米を中心として継続的な働きかけとして定着していくのか、その見極めが今後は問われることになろう。

一方で、EUETS における市場調整措置の検討や、中米での京都クレジットを巡る動き、更にはマレーシアでの FIT 強化などは、各国・各地域の実情により個別に展開する政策動向であるが、今後の国際的協議の展開がこれらの動きにどういった影響を与えるのかという視点で、継続的にウォッチしていくことが肝要である。

地球環境ユニット担任補佐 工藤 拓毅

目次

1. IPCC 第 5 次評価報告書の公表：その活用にあたっての課題.....	2
2. 石炭火力融資停止へ向けた米蘭共同声明：OECD 輸出信用グループ内への議論に言及 ...	3
3. 低迷を続ける京都クレジット市場における企業の動向.....	4
4. マレーシア：2014 年から 2017 年分の FIT 割当量を公表.....	5
5. ラテンアメリカ：炭素価格政策の動向.....	6
6. 我が国の京都議定書目標達成が確定.....	7
7. 余剰 EUA は解決すべき課題か？.....	8

1. IPCC 第 5 次評価報告書の公表 : その活用にあたっての課題

4 月 15 日に気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC) の WG3 (温室効果ガスの排出抑制及び気候変動の緩和策の評価) が第 5 次評価報告書を公表し、これで WG1 (気候システム及び気候変動に関する科学的知見の評価)、WG2 (気候変動に対する社会経済システムや生態系の脆弱性、気候変動の影響及び適応策の評価) と合わせ、全ての評価分野の報告書が出揃った。今後は、10 月に予定されている統合報告書 (the Synthesis Report : SYR) 公表に向け、各 WG による成果を 1 本化していく作業が行われていくことになる。

3 つの WG 報告書は数千ページにも及ぶ記述があり、全てを詳細に理解することは困難である。特に、各 WG 報告書の内容を理解するには高度な各分野に関する専門性が求められるため、多くの気候変動問題に興味を有したり関わったりする人達は、本報告書と合わせて公表された政策決定者向け要約 (SPM : Summary for Policymakers) を参照したり、要約内容に関する専門家の意見や新聞等のメディア報道を通じて、内容理解を進めることが一般的である。今次評価報告書のポイントを、この SPM の内容に準じて掴むとするならば、最新の科学分析による気候変動分野に係る評価では、気候変動の進行と人為活動の関係を認識 (WG1) し、様々な分野で気候変動による影響が顕在化し将来的な深刻化が懸念されることを共有 (WG2)、そして気候変動による影響を軽減・回避するための施策やシナリオの評価が行われている (WG3) ということになる。すなわち、IPCC に参加する研究者は、これまでの評価報告書の内容と同様に、気候変動問題の重要性を強く認識しており、今後世界全体で取り組んでいくことの必要性を示唆しているといえよう。

この中でも、特に WG3 の内容は、今後の気候変動対策に向けた国際交渉や各国の国内対策のあり方検討に影響を与えることから、その内容への注目度も高い。例えば、現在の国際交渉で共有 (カンクン合意) されている国際社会による取り組みの方向性である「2°C 未満に抑える」に相当するシナリオでは、2010 年と比べて 2050 年の世界の GHG 排出量を 40~70% まで低下させ、2100 年にはほぼゼロ又はマイナスとする姿が示されている。そして、その実現に向けては、エネルギーシステムの大膽な転換や技術開発の進展が必要であるとしている。IPCC の役割は、気候変動に係る政策検討の参考となる科学的知見を示すことであり、政策的提言を行うものではない。ただ、例えば SPM の取り纏めにあたっては各国の政策担当者が関与することから、国際交渉の動向や各国事情等に配慮した政治的バイアスがかかる可能性も否定できない。そのため、IPCC 評価報告書の内容を理解するにあたっては、そうした可能性も踏まえつつ、評価報告書全体について十分に精査することが必要である

例えば、前述した 2°C シナリオの 2050 年における削減量は幅をもって評価されており、その幅の理由については詳細な解説が必要になる。シナリオに基づいた結果の背景には、それぞれの分析における前提条件等の違いがあり、その前提が実現する可能性や影響等を含めた判断が求められることになる。特に、今後の国際交渉の場や各国・地域等の政策担当者が、こうした科学的知見を解釈・活用して政策目標等を検討するにあたっては、WG3 報告で取り上げられている多くのシナリオが「2°C 未満に抑える」場合の構造を示しているのであって、その実現可能性には技術開発の進展や革新の可能性、国際社会による協調的な取り組みの実施といった不確実性が多く含まれている点に十分に留意することが求められる。極端なシナリオ (数値目標等を含む) に沿った取り組みを推進することで、国際交

渉での対立構造をより先鋭化させたり、エネルギー・経済システムへの過大な影響から、継続的な気候変動対策を阻害させたりしては意味がない。

IPCC による継続的な研究成果の取り纏めは、長期にわたって取り組まなければならない気候変動対策に向け重要な情報発信であることは間違いない。大事なことは、より実現可能性が高く、かつ持続的な枠組みや政策が検討・実施される、そして企業や生活者が、問題解決に向けて積極的に参加する社会の構築である。気候変動問題は多くの専門分野を包含し、多くの可能性・不確実性を含んだ複雑な構造となっている。そのため、国際社会が当該問題に効果的に取り組むには、当該評価報告書の内容も含め、気候変動問題についてより理解を高め行動に繋げていくといった、それぞれの主体のリテラシーを高めていく働きかけの重要性が今後高まっていくものと思われる。

(文責 工藤 拓毅)

2. 石炭火力融資停止へ向けた米蘭共同声明：OECD 輸出信用グループ内への議論に言及

昨夏から世界銀行や欧米の公的金融機関において、気候変動に対処する目的で石炭火力への公的融資支援を制限する連動的な動きがみられていたが、この 3 月に発表されたアメリカとオランダの共同声明においては、OECD 輸出信用グループ内の議論に踏み込んだ記述がみられた。

2013 年 6 月 25 日、オバマ大統領は「Climate Action Plan ; 気候行動計画」を公表し、そこでは「海外の石炭火力新設に対する公的資金支援を終了する。他の選択肢がなく、最も貧しい国向けの支援であって、最高効率の石炭火力を導入する場合、もしくは、CCS を採用する場合を除く。他国や国際開発金融機関 (MDBs) に対しても、早急に類似の措置を取るように同意を求める。」と記載されていた。その後、1 月に通過した包括的歳出法の付帯条項によって、インド、ベトナム等への融資の制限が無くなった事から、この措置が弱められたかに見られるが、本条項が 2014 年 9 月までの時限付きであることを含めて、今後の動向の確認を要する。

他方、3 月 24 日に、米国とオランダの共同声明では、より踏み込んだ形で言及されている。具体的には、「気候変動に係る 2015 年への合意に向けてあらゆる機関の協調が必要であるとした上で、オランダは稀な例外的状況を除き、海外で新たな石炭火力発電所の公的融資の支援を終了することに同意し、アメリカ、イギリスなどの動きに賛同するとした。アメリカ、オランダの 2 つの国は輸出信用機関、及び国際開発金融機関によるプロジェクトファイナンスによる高炭素強度発電所のための支援が制限され、OECD 輸出信用グループ内での技術中立基準 (technology-neutral standard) の促進のため、一緒に取り組んでいく。」という記述である。

これまで、こうした議論は、気候変動への対応や国際開発金融機関への協調の文脈から注目を集めていたが、OECD 輸出信用グループの取り決めである OECD ガイドラインへの議論に影響を与えつつあることが見て取れる。

(文責 柳 美樹)

(出所)

- [1] 米国、オランダによる共同声明：Joint Statement by the United States and the Netherlands on Climate Change and Financing the Transition to Low-Carbon Investments Abroad
<http://www.rijksoverheid.nl/documenten-en-publicaties/convenanten/2014/03/24/joint-statement->

[by-the-united-states-and-the-netherlands-on-climate-change-and-financing-the-transition-to-low-carbon-investments-abroad.html](http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/09/04/joint-statement-kingdom-denmark-republic-finland-republic-iceland-kingdom-norway-kingdom-sweden-and-the-united-states-of-america)

- [2] 米国、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンによる共同声明 : Joint Statement by Kingdom of Denmark, Republic of Finland, Republic of Iceland, Kingdom of Norway, Kingdom of Sweden, and the United States of America
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/09/04/joint-statement-kingdom-denmark-republic-finland-republic-iceland-kingdom-norway-kingdom-sweden-and-the-united-states-of-america>
- [3] 米国輸出入銀行 : 石炭火力発電への公的融資への措置は緩和～中所得国にも可能に (本誌 29 号)
<http://eneken.ieej.or.jp/data/5395.pdf>

3. 低迷を続ける京都クレジット市場における企業の動向

クリーン開発メカニズム (CDM) のもとで実施される排出削減事業に対して発行されるクレジット (CER) の価格が、近年低迷し続けている。一時は 20 ユーロ/t-CO₂ を越えて取引された時期もあったが、リーマンショック、ギリシャ債務危機などの影響で値を落とし、2012 年以降は 1 ユーロを下回る価格での取引が常態化するようになっている。市場関係者の間では、この価格低迷は当分の間で、継続するものと予想されている。その理由は、最も大きな買い手となっている欧州の排出量取引制度 (EU ETS) においてリーマンショック、ギリシャ債務危機以降の不況などの影響で EU ETS 規制対象施設の排出量が大幅に減少し、膨大な量の EUA の余剰が生じ、CER への需要が減ってしまったことが挙げられる。

このような市場の状況は、これまで CDM プロジェクトの開発に様々な形で関わってきた多くの企業にも影響を与えている。例えば、今年の 2 月に、CDM プロジェクトの有効化審査や検証を行う指定認定機関 (DOE) 業務において最大手の DNV が、CDM 関連の業務から撤退することを発表した。

DNV が 2 月 13 日に発表した声明の中では、価格低迷により企業が CDM プロジェクトを実施するインセンティブが無くなったことと、それにより登録申請するプロジェクトが 2012 年に比較して激減したことの 2 点を、撤退の理由として挙げている。さらに、それに続いて、同様な有効化審査や検証を行う SGS も CDM 関連業務からの撤退を表明している。

このような CDM 関連事業からの撤退は、2012 年末ごろから見られ始めていた。パークレー銀行、JP モルガン銀行、ドイツ銀行などの金融機関が自行内の排出量取引部門の縮小や CDM プロジェクトの開発を主な業務とする子会社の売却などを行い、京都クレジット取引市場から撤退した。また CDM プロジェクトの開発と CER の販売を主な業務としている Trading Emissions 社は 2012 年末に清算を決め、保有する CER の買取契約を売却する状況に至っている。日本国内でも同様の動きが見られ、多くの CDM プロジェクトを開発し、電力会社などに販売していた商社においても、担当部門を縮小・廃止が相次いでいる。

このような企業の動きは、市場の動向を踏まえた上での合理的な判断と言える。その一方で、将来的には、CDM を制度として運営する上での大きな障害となる可能性がある。こうした中で、民間の検証機関の業務停止は大きな影響を及ぼすであろう。CDM 登録審査手続き・CER 発行手続きにおいては、民間の検証機関が重要な役割を担っており、DOE なしで手続きを円滑に進めることはできない。特に、DNV、SGS などの CDM 関連業務の停止を決めた検証機関は、10 年以上、多くのプロジェクトの有効化審査・検証業務を担い、市場でも大きなシェアを占めてきた検証機関であった。これらの経験豊富な DOE が業務を停止していくことは、今後、CDM を制度として運営していく上での大きな障害となる可能性がある。

銀行などの金融機関については、CDM 開発に関わる子会社を売却しており、子会社その

ものは他社に買取られるなどして事業活動を継続している場合も多い。ただ、金融機関が CDM プロジェクト開発に対する民間資金の窓口になっていた側面もあり、金融機関の市場からの撤退で、これまで CDM プロジェクトの開発に利用されてきた民間資金が大きく減少し、結果として CDM プロジェクト開発の停滞にもつながることも否定できない。

今後、市場の状況が好転すれば、これらの企業もまた、再び CDM 関連業務を開始する可能性も否定はできない。しかし、市場の状況が改善する見込みは少なく、さらに CDM 関連業務を再開するにあたっては、より慎重な判断がなされるものと予想される。そのため、今後、たとえ市場の状況が好転したとしても、どれだけ多くの企業が再び市場に戻るのか不確実な部分が多い。

金融機関や商社などのプロジェクト開発に関わる企業の CDM 関連業務の停止が、今後の CDM の制度運営にどのような影響を及ぼすか、現時点では、まだ不確実な部分もある。ただし、CDM プロジェクトの信頼性の確保の上でも、経験豊富で優秀なスタッフを擁する DOE は必須とされるため、一定の水準の DOE を、市場動向に左右されずに確保するための対策についても検討する必要がある。

(文責 小松 潔)

4. マレーシア：2014年から2017年分のFIT割当量を公表

エネルギー・グリーン技術・水資源省 (Ministry of Energy, Green Technology and Water Malaysia) は、4月3日に、固定価格買取制度 (Feed in tariff: FIT) の2014年から2017年までの割当量を公表した。2014年には、全体で65,000キロワット (kW) を割り当て、2015年には109,000kW、2016年には190,000kW、2017年には196,000kWを割り当てる見込みである。その結果として、電源構成での再生エネルギーの割合を2015年に5%に引き上げることを目指している。2014年から2017年までの再生可能エネルギー源別割当量を表1に示す。

表1：2014年から2017年のFIT割当量

再生可能エネルギー	割当量 (kW)			
	2014年	2015年	2016年	2017年
バイオガス	10,000	15,000	15,000	15,000
バイオマス	15,000	18,000	20,000	20,000
バイオマス (都市ごみ)	-	-	-	15,000
小規模水力	-	-	50,000	100,000
太陽光 (個人)	10,000	15,000	15,000	15,000
太陽光 (個人以外、425kW 以下)	10,000	20,000	20,000	24,000
太陽光 (個人以外、425kW 以上)	15,000	34,000	33,000	-
太陽光 (地域)	5,000	7,000	7,000	7,000
地熱	-	-	30,000	-
合計	65,000	109,000	190,000	196,000

FIT 制度は、これまでマレー半島のみを対象としていたが、2014年からはサバ州と連邦直轄区ラブアンも対象に追加される。また、対象に新たに地熱が加えられたことに伴い、

コストや技術・運営に関する規則などが一部改定された。これまで、FIT のコストを賄うため 1 ヶ月当たりの電力消費が 300kWh を超える消費者から電力料金の 1%相当額を上乗せ徴収していたが、2014 年 1 月 1 日からは 1.6%相当額に引き上げられた。

急増する国内電力消費を賄うために、再生可能エネルギーの他、火力発電所の新設も着々と進んでいる。エネルギー委員会 (Energy Commission) は、これまで合計 300 万 kW の新規石炭火力の建設を許可した。これらの新規発電所は、いずれも超々臨界圧技術を採用しており、日本大手会社が参画している。1 基目 (出力 100 万 kW) は、2017 年 10 月から商業運転を開始する予定となっている。

(文責 顔 碧燕)

(出所)

- [1] Ecology express, 2013 年 12 月 4 日「再生エネ買い取り制、サバ州とラブアンに拡大へ、地熱含める可能性もマレーシア」<https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2013120501007.html>
- [2] Ecology express, 2014 年 4 月 3 日「14 年の FIT 割当量は 6.5 万キロワット、サバ州とラブアンも対象にマレーシア」<https://www.ecologyexpress.jp/content/asia/CHI-2014040401005.html>
- [3] マレーシアナビ, 2014 年 3 月 4 日「三井物産と 1MDB、石炭発電所の建設事業を獲得」<http://www.malaysia-navi.jp/news/?mode=d&i=2947>
Ecology express, 2013 年 8 月 7 日「テナガ、発電所入札「3A」を条件付きで落札マレーシア」

5. ラテンアメリカ：炭素価格政策の動向

米国における全国的な炭素価格制度の実現可能性は低い反面、米国の影響力が大きいラテンアメリカでは炭素価格政策の実際の導入事例や、導入へ向けた動きが見られる。

メキシコでは、2012 年 12 月に就任したペニャ・ニエト大統領の財政・エネルギー部門改革の一部として、2014 年 1 月より全国的に炭素税が導入された。これは、化石燃料の生産・輸入に対して二酸化炭素 (CO₂) 排出量 1 トンあたり 5 ドル程度の炭素税を課税するものである (天然ガスは非課税)。国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 京都議定書におけるクリーン開発メカニズム (CDM) からの炭素クレジット (CER) による納税が可能とされているが、実施細則の決定が遅れているため、詳細は不明である。ただし、メキシコ国内のプロジェクトからのクレジットのみが利用可能との報道もある。

チリでは、2014 年 3 月に就任したバチェレ大統領が、メキシコに続き炭素税の導入を 4 月に提案した。教育改革を実施する財源を確保するための広範な税制改革案の一部であり、内容は、50MW 以上の発電能力をもつ火力発電所を対象に、CO₂ 排出量に応じて 1 トンあたり 5 ドルを課税する。窒素酸化物 (NO_x)、硫黄酸化物 (SO_x) への課税も同時に提案されている。

ブラジルでは、州レベルの排出量取引制度が検討されているが、産業界の反対を受け、検討段階で止まっている。ブラジル最大の経済規模を誇るサンパウロ州は、2020 年までに GHG 排出量を 2005 年比 20%削減する目標を気候法で定めている。2012 年に排出量取引制度の創設を決定し、検討を進めていたが、2014 年 2 月に計画の無期限延期を決定した。隣接するリオデジャネイロ州でも 2011 年から排出量取引制度導入を検討してきたが、産業界の反対により導入の目途は立っていない。他方、ブラジルのシンクタンクとリオデジャネイロのグリーン取引市場 BVRio が共同で実施する排出量取引市場のシミュレーションには、大企業を含む 22 社が参加しており、2014 年 3 月から 9 ヶ月間の予定で実施されている。

また、中米のコスタリカは、2021 年に炭素ニュートラルを目指す目標を 2009 年に設定

した。2013 年には自主的な排出量取引市場を創設し、クレジットの仲介組織「BANCO2」を設立した。2014 年に政権が左派政党へ交代し、炭素ニュートラル目標を撤廃もしくは延期するのではないかという報道もあるが、環境相はそれを否定している。

新たに就任した大統領のリーダーシップにより、化石燃料からクリーンエネルギーへの燃料転換と税収拡大・財源の多様化を目指して全国的な炭素税を導入したメキシコ、炭素税導入を目指すチリと、独自の炭素政策を推進するコスタリカ、そして州レベルで排出量取引の導入を目指しているが検討段階から長い期間進捗が見られないブラジルの対照が印象的である。

(文責 田中 鈴子)

(出所)

- [1] メキシコ:2013/10/30 付 Point Carbon 記事 “MEXICAN SENATE AGREES LAW ALLOWING FIRMS TO AVOID CO₂ TAX WITH OFFSETS” 等、各種報道情報
<http://www.pointcarbon.com/news/1.2714871?date=20131030&sdct=1>
- [2] チリ : 2014/4/18 付 JETRO 通商広報等、各種報道情報。
http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/cl/biznews/534f62d0c8708
- [3] ブラジル : 2014/3/13 付 Point Carbon 記事 “Vale, Braskem to enter cap-and-trade simulation in Brazil”
<http://www.pointcarbon.com/news/reutersnews/1.4497500>
- [4] コスタリカ : 2013/11/04 付 SustainableBusiness.com News 記事 “Costa Rica Launches Carbon Trading, a First For a Developing Country” <http://www.sustainablebusiness.com/index.cfm/go/news.display/id/25332>
- [5] 2014/5/8 付 The Tico Times 記事 “THE SOLÍS ADMINISTRATION: Meet Costa Rica's new environment minister” <http://www.ticotimes.net/2014/05/08/meet-costa-ricas-new-environment-minister-2>

6. 我が国の京都議定書目標達成が確定

4 月 15 日の各紙は、我が国の 2012 年の我が国の温室効果ガス (GHG) の排出量が確定し、これによって京都議定書第 1 約束期間 (2008 年から 2012 年) の数値目標達成が確定したと報じた。

今回確定されたとされる数値は『日本国 GHG インベントリ報告書』(2014 年 4 月) に記載された数字であり、実は目標達成は正式には確定していない。これらの数値はこれから国連事務局が選抜する専門家チーム (Expert Review Team : ERT) による概ね 1 年を要する審査を経て初めて正式に確定される。

エネルギー起源を主とする CO₂、メタン、一酸化二窒素、HFC 等代替フロンについては ERT による年次審査を何度も経てきており、今後の審査においても概ね問題ないと考えてよい。しかし、森林吸収源による排出・吸収量については、我が国は 2008 年から 2012 年の 5 年間分を 2012 年に一括計上という方式を選択したために、これまでに ERT による審査を受けたことがない¹。このため、この数値に対して今後 ERT がどのような評価をするかは不明なところがある。万が一、森林吸収源による吸収量報告値 (4,900 万 t-CO₂/年) に対して大きな問題点が指摘された場合は、議定書の目標達成に影響が生じる可能性もある。但し、目標達成が不遵守となるのは 3,000 万 t-CO₂/年以上の吸収量の不足が生じる場合に限り、仮に ERT によって何らかの指摘を受けることがあっても、これだけの大きな数値の修正を求められる可能性は低いと考えられる。

現時点で確定していないのは GHG の排出・吸収量だけではない。我が国が CDM 等京都

¹ これは京都議定書の下で報告される排出・吸収量についてである。京都議定書とは別に気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下でも森林等の土地利用及びその変化 (LULUCF) に伴う GHG 排出・吸収量が報告されており、こちらについては ERT による審査を毎年受けている。同じ森林による吸収量であっても定義が異なるこれらの数字は一般に大きく異なる。

メカニズムを通じて獲得した CER、AAU、ERU 等の京都ユニット（京都クレジットとも言う）も、数値目標達成に算入するためには、日本政府によって日本国国別登録簿内の償却口座へ GHG 排出量と同量分を移転しなければならない。この移転は日本政府だけが行うことができる。一度償却口座へ移転したユニットは再移転できないため、最終的な移転は排出・吸収量が ERT 審査を経て正式に確定してからになると考えられる。つまり、概ね 1 年後である。それまでの間、日本国国別登録簿システムが外部からハッカー攻撃を受けて保有する京都ユニットが盗難されたり、誤操作によって他国へ移転してしまう可能性もまったくゼロではないため、こちらにも少ないながらも一定程度の不確定要素は残っている。

以上のプロセスを経て、我が国の排出・吸収量が正式に確定し、日本政府によって必要量の京都ユニットが償却口座に移転されるのは 2015 年のどこかのタイミングになると思われる。しかし、この段階に至っても目標達成は正式にまだ確定しない。ここからさらに我が国は「追加期間終了後報告書」を国連事務局に提出しなければならない。この報告書には日本国国別登録簿内に保有されている京都ユニットの種類毎の総量、償却口座内に移転された京都ユニットの総量、第 2 約束期間へ繰り越す京都ユニットの総量²等が含まれる。

この「追加期間終了後報告書」に対して、あらためて ERT による追加期間終了後の審査が開始される。ここでは、償却口座へ移転された京都ユニットの総量が正しい数値であるか、そしてもっとも重要な点、「2008 年から 2012 年の排出総量」と「償却口座内の京都ユニット総量」とを比較して、「前者が後者を上回っていないかどうか」が審査される。この審査において ERT から特段の問題の指摘がなければ、ようやく京都議定書の数値目標達成が正式に確定する。この審査には概ね 3 カ月を要するので、この確定は 2015 年後半から 2016 年中頃にかけてのどこかになると考えられる。もし何らかの問題が ERT によって指摘された場合は、遵守委員会での遵守・不遵守に関する検討が開始され、最終的な確定は 2017 年にずれこむ可能性が出てくる。このように京都議定書の目標達成は正式にはまだ確定しておらず、数年を要する正式な手続きがこれから開始される段階である。

（文責 二宮 康司）

7. 余剰 EUA は解決すべき課題か？

2014 年 1 月に欧州委員会が 1990 年比マイナス 40% という 2030 年目標を提案した。この中で注目されるのは、欧州排出量取引制度（EU ETS）を 2030 年まで継続することを提案している点である。また、2021 年以降に市場安定準備制度（Market stability reserve）の導入が提案され、長期的な排出削減のための EU ETS の具体的な改革案（Structural Measures）が示された。

EU ETS は、2008 年以降に域内の景気の減速に伴い CO₂ 排出量が減少し、EU ETS 対象設備に対して無償で割り当てられた排出権（EUA）に大量の余剰が発生し、EUA 価格が 5 ユーロ/t-CO₂ 前後の水準にある。一方で、欧州委員会は、長期的な排出削減のための投資を促進するためには、30 ユーロ/t-CO₂ 程度の価格を維持する必要があるとの見解を繰り返し表明し続けており、そのために改革案に関する議論を積み重ねてきた。

² 第 2 約束期間へ繰り越せる京都ユニットの上限値はマラケシュ合意によって詳細が決定されている。しかし、その後の COP18 において、第 2 約束期間に数値目標を有さない我が国に対しては京都ユニットの第 2 約束期間への繰り越しそのものが全面的に制限された。

その 1 つが、2014 年から開始された **Backloading** である。これは、2014 年から 2016 年にオークションを通じて市場に供給される EUA の一部を凍結し、2019 年と 2020 年に供給時期を移行することで、短期的に市場の需給を引締ることが意図されている。しかし、導入決定直後に一時的に 7 ユーロ/t-CO₂まで EUA 価格が上昇したが、その後は 5 ユーロ/t-CO₂ 近辺まで下落しており、期待された効果は表れてきていない。

そして、2021 年以降に市場安定化準備制度の導入が提案されている。これは、市場に流通している余剰 EUA の量が 4 億 t-CO₂を超えている場合、8.33 億 t-CO₂を上限として、当該年に予定されているオークションの 12%を市場からリザーブに吸収する。4 億トンを下回る場合には、リザーブから 1 億 t-CO₂ がオークション量の増加という形で市場に放出される。つまり、市場に流通している余剰 EUA という指標に基づき、事前に定められたルールに従って当該年のオークション量を増減させることで、EUA 価格を上昇させる制度である。

一方で、余剰 EUA は、ETS の柔軟性の 1 つである。第 2 フェーズから第 3 フェーズに持ち越し (**Banking**) できたように、欧州委員会が 2021 年以降も EU ETS を継続することを提案したことから、2030 年まで持ち越しが可能となった。つまり、時間軸でみて、将来の景気回復による排出量増加に対して、余剰 EUA によって備えることができるといえる。

こうした視点から見れば、欧州委員会による余剰 EUA 対策は、量的介入によって中長期的に市場を歪める可能性がある。ただし、欧州委員会は、排出削減投資を促進するためには直近の EUA 価格の上昇が必要であるとの見解を堅持しており、今後もこうした ETS の制度や運用に関する議論の動向が注目される。

(文責 清水 透)

(出所)

- [1] European Commission (2014) “A policy framework for climate and energy in the period from 2020 to 2030,” http://ec.europa.eu/energy/doc/2030/com_2014_15_en.pdf
- [2] COMMISSION REGULATION (EU) No 176/2014 of 25 February 2014 amending Regulation (EU) No 1031/2010 in particular to determine the volumes of greenhouse gas emission allowances to be auctioned in 2013-20
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0176&from=EN>
- [3] European Commission (2014) “Proposal for a Decision of the European Parliament and of the Council concerning the establishment and operation of a market stability reserve for the Union greenhouse gas emission trading scheme and amending Directive 2003/87/EC,”
http://ec.europa.eu/clima/policies/ets/reform/docs/com_2014_20_en.p

お問い合わせ先 : report@tky.ieej.or.jp